

課 長	グループ長	課 僚	担 当

磐田市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年4月16日（木） 午後2時00分から
- 2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室
- 3 出席委員

1番 鈴木 則和	2番 佐野 一正	3番 角田 誠哉
4番 鈴木 孝尚	5番 鈴木 千智	6番 溝口 貴也
		9番 大箸千賀子
10番 鈴木 茂仁	11番 澤田 和孝	12番 大橋 安男
13番 村田 暢之	14番 石野 計美	15番 藤原 隆
16番 田中 昌孝	17番 池田 藤平	18番 鈴木 陽介
19番 安田 正晃		
- 4 欠席委員 7番 石川 良二 8番 小城 寿子
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
 - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 事務局出席者 新井課長 石川主査 川口主任 市川主事
- 7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから4月定例会を開会いたします。在任委員19名中17名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番佐野一正委員、3番角田誠哉委員を指名します。議事録署名委員の方々は、来月の総会の際

立地基準は、申請地から概ね 500m 以内に2つ以上の公共施設があり、前面道路に2つ以上のライフラインがある事から第3種農地に該当し、許可相当と判断致します。

次に、整理番号3番、豊田地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。案内図及び配置図は5ページから6ページをご覧ください。

申請地「富丘■■■■■」、地目畑、面積■■■■■です。使用貸借の権利設定の案件です。

使用貸人は、富丘■■■■■、■■■■■、使用借人は、名古屋市■■■■■
■■■■■、■■■■■、転用目的は、分家住宅■棟■■■■■です。

申請人は、市外のアパートに居住していますが、何かと手狭となり、自己用住宅を持ちたく、■■■■■に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に見切りを設置し、汚水は合併浄化槽を経由し■■■■■側道路側溝に放流、雨水も■■■■■側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね 500m 以内に2つ以上の公共施設があり、前面道路に2つ以上のライフラインがある事から第3種農地に該当し、許可相当と判断致します。

議案書3ページをご覧ください。案内図及び配置図は7ページから8ページをご覧ください。

整理番号4番、豊田地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。

申請地「森本■■■■■」、地目畑、面積■■■■■です。使用貸借の権利設定の案件です。

使用貸人は、森下■■■■■、■■■■■、使用借人は、■■■■■
■■■■■、■■■■■、転用目的は、自己用住宅■棟■■■■■です。都市計画法の「既存集落内の自己用専用住宅」の許可地です。

申請人は、市内のアパートに居住していますが、自己用住宅を持ちたく、■■■■■により申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。汚水は公共下水道に接続し、雨水は■■■■■側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

■■■■■委員)

整理番号1番の計画で、配置図2ページの図面について、管理車両の位置が土堰堤の内側になっているが、車両の出入りについて分かりますか。

事務局)

(申請者確認後、ホワイトボードに図示し説明) 配置図には土堰堤となっていますが、土堰堤はありません。側道路から申請地に向かって緩やかな下りとなっています。車両は、乗り入れ口からそのまま出入りする計画です。

)

整理番号1番・2番の太陽光発電事業について、除草業者は分かりますか。

事務局)

業者は分かりませんが、年回除草する計画です。

)

太陽光業者の住所が東京なので、除草管理を徹底するよう引き続き指導をお願いします。

事務局)

承知しました。

他に質問等もないようですので、採決を取ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議 長)

以上で、農地法の審議を終了いたします。

続きまして、農業委員会へ届出並びに通知が提出されておりますが、会議時間短縮のため、報告を省略しますので、各自、該当のページをご一読ください。

全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

) 委員)

1,000㎡未満の太陽光が増えてくることに不安がある。所有者等が変更になり連絡が取れない業者がでてくるのでは。

事務局)

野立て太陽光については、農地転用された後の追跡調査等はどこまでできるかは難しい。

)

農地だったので、農業委員にどうにかならないかという相談はくると思う。農業委員は許可するけど、野立て太陽光は農地ではなくなるので、雑草の苦情については環境課が対応することになる。遠くの業者だと不安になるのは分かる。そこは売る側の地主さんもしっかり考えて売買していただければと思う。

1,000㎡以上については条例も作ってもらったけど今後考えていかなければならないことだと思う。

）
タブレットについて農業委員のみなさん使ってどうでしょうか。紙だと持ち帰って確認できるけど、タブレットの場合できなかつたり、みなさんどう思っていますか。

委員)
ネットで閲覧はできないの。

事務局)
情報公開されていないのでネットで閲覧はできません。

会 長)
守秘義務もある。

委員)
事務局で操作して画面を見ているだけとかできないの。他でできているところがあるので。

事務局)
そういった機能はありません。
今後、運用について検討していきたい。

会 長)
課内で検討してください。

他に質問、ご意見等は、ないようです。
以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了（午後3時00分）

協議事項
ありません。

報告事項
ありません。

連絡事項
ありません。

終 了（午後3時00分）

上記のとおり決する。

農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人